海洋センター第１プール共用（個人）利用料金

（単位：円）

区分	利用料金		
	大人	高齢者 小人	幼児 障害者
1人・1回	250	120	無料

(1)　この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

(2)　小学校就学の始期に達するまでの者に係る利用料は、無料とする。

(3)　この表において「高齢者」とは、65歳以上の者が利用する場合に適用する。

(4)　利用者が障害者手帳を有する者（※）である場合の利用料は、無料とする。

※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

・療育手帳制度について（昭和48年９月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条第４項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第７項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者

・特定疾患治療研究事業について（昭和48年４月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第２条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

海洋センター第１プール　利用の流れ

１．第１プールの受付にある券売機で利用券を購入してください。（幼児・障害者は除く）

※券売機で使用可能な金種は「千円札」「500円硬貨」「100円硬貨」「50円硬貨」「10円硬貨」です。
両替は出来ませんので予めご用意ください。

２．利用券を受付のスタッフに渡してください。

※年齢が分かる本人確認書類（運転免許証や保険証など）の提示をお願いする場合があります。

※障害者手帳をお持ちの方は提示してください。

３．受付簿に記入してください。

４．靴を下駄箱に入れて更衣室へお進みください。

５．更衣室にて水着にお着替えください。
ロッカー（100円リターン式）には必ず鍵をかけ、持ち物・貴重品についてはご自身で管理してください。

６．シャワーを浴びて、汗・整髪料・化粧を落としてからプールへご入場ください。

７．プール場内へ入場
水泳帽を着用してください。